

役員報酬・退職金に関する規程

平成 15 年 11 月 14 日制定

令和 3 年 9 月 1 日改正

(目的)

第1条 この規程は、役員報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(無報酬)

第2条 この法人の役員（理事および監事）は在任中報酬を受けず、退職時において退職金は支給されない。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会が別に定める報酬等の支給基準に従って支給することができる。

付則

1. この規程は令和 3 年 9 月 1 日から施行する。
2. この規程の改廃・変更は、理事会の承認を得なければならない。